4　表中「P」は、当該容器の耐圧試験圧力の5分の3倍とする。

P205

IMDGコード4.1.4.1の「P205」に適合するもの

P206

IMDGコード4.1.4.1の「P206」に適合するもの

P207

外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1及び4H2（第25条の4に規定する容器等級Ⅱの危険物に係る要件に適合するものでなければならない。）	400kg
硬質容器(1)	125kg （ファイバ板製容器にあっては55kgとする。）

注　1　容器は、通常の輸送状態においてエアゾールの移動及び収納物の偶発的な放出を防止するように設計され、かつ製造されなければならない。
2　肩文字(1)が付されている容器にあっては容器検査を必要としない。
3　追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。
PP87　国連番号が1950の危険物（廃棄エアゾールに限る。）に関して、輸送中に液体が漏れないように容器内に保持する手段を講じなければならない。引火性の環境及び圧力上昇を防止するため、適切に換気しなければならない。

P300

内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
金属缶	1L	4C1、4C2、4D又は4F	5L（正味容量）

注　1　金属缶は、緩衝吸収剤で完全に包まなければならない。
2　外装容器は、水及びニトログリセリンが浸透しない材質で完全に内張りを施さなければならない。

P301

内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
頭部を溶接したアルミニウム製継ぎ目なし圧力容器又はアルミニウム製圧力容器			

注　1　頭部を溶接したアルミニウム製継ぎ目なし圧力容器を使用する場合には、次の要件に適合するものであること。
(1)　当該容器内の燃料用一次容器は溶接したアルミニウム製袋であってその最大内容積が46Lのものであること。
(2)　外装容器の最小耐圧強度は1275kPa（ゲージ圧力による。）、最小破裂圧は2755kPa（ゲージ圧力による。）であること。
(3)　製造中及び船積前に漏えい試験を行い気密性を確認すること。
(4)　内部ユニット一式は、すべての付属物を適切に保護する密閉型の強固な外装金属製容器に納め、バーミキュライト等の不燃性の緩衝剤中に確実に収納されたものであること。
(5)　燃料の許容容量は42Lとすること。
2　アルミニウム製圧力容器を使用する場合には、次の要件に適合するものであること。
(1)　当該容器内の燃料用一次容器は、最大内容積46Lの弾性重合体製袋であって溶接により気密に密封した燃料用区画のものであること。
(2)　外容容器の最小外耐圧強度は2680kPa（ゲージ圧力による。）、最小破裂圧は5170kPa（ゲージ圧力による。）であること。
(3)　全内部ユニットは、すべての付属物を適切に保護する密閉型の強固な外装金属製容器に納め、バーミキュライト等の不燃性の緩衝剤中に確実に収納されたものであること。
(4)　燃料の許容容量は42Lとすること。

P302

内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
		1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、3A1、3A2、3B1、3B2、3H1、3H2、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1及び4H2	

注　1　基材に適用される引火性液体類の基準に従い、容器等級がⅡのものにあっては第25条の4に規定する容器等級Ⅱの危険物に係る要件に、容器等級がⅢのものにあっては同条に規定する容器等級Ⅲの危険物に係る要件にそれぞれ適合する組合せ容器を使用する。
2　基材と活性剤は、別々に内装容器に収納する。
3　基材及び活性剤は、漏えい時に危険な相互反応を起こさない場合に限り、同一の外装容器に収納できる。
4　活性剤に係る内装容器の許容容量又は許容質量は、液体の場合は125mL、固体の場合は500ｇとする。

P400

内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
ガラス製容器又は金属製容器	1L	4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1D、3A1、3A2、3B1、3B2、4G又は1G	125kg
金属缶	4L	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、3A1、3A2、3B1、3B2、4A、4B又は4N	150kg